

事務所だより

平成25年6月号

日本橋茅場町

安藤社会保険労務士事務所

TEL 03-6206-2320

こんにちは。関東地方も梅雨入りとなりました。ところで最近どうも体力が落ちてきたと感じることから毎日適度に運動をするように心がけています。どうしても年齢のせい基礎代謝が落ちてくるため同じ生活をしていたら体がなまってくる一方です。朝早めに起きて30分から1時間程度の散歩(走ると長続きしないのであくまでも散歩です)、昼間でもできるだけ歩くようにし、夜寝る前には、カロリーをできるだけ控えるようにしています。こういった生活を長続きできれば良いのですが、継続することの難しさを過去の経験より実感しています。(笑)今度こそと思いつながらなんとか続けていきたいと思っています。 安藤

Contents

- 老齢基礎年金の合算対象期間（カラ期間）とは
- 健康診断の法的な位置付け
- 事務所スタッフより

◇老齢基礎年金の合算対象期間（カラ期間）とは

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかったことなどにより25年を満たせない場合があります。

そこで、このような方も年金を受給できるよう、年金額には反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間があります。この期間を「合算対象期間」といい、保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

※厚生年金保険等の加入期間がある方は、生年月日により、25年の年金加入期間がなくても受給資格期間を満たす特例があります。

◇主な合算対象期間について

((※)は20歳以上60歳未満の期間に限ります。)

◎昭和61年4月1日以後の期間

1. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間(※)
2. 平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間(※)
3. 第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満の期間又は60歳以上の期間



◎昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

4. 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(※)
5. 被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者と、その配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満たした人と、その配偶者、障害年金受給権者と、その配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間(※)
6. 学生(夜間制、通信制、各種学校を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間(※)
7. 昭和36年4月以降の国会議員であった期間(※)
8. 昭和37年12月以降の地方議員であった期間(※)
9. 日本国籍を取得した方、又は、永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間(※)

- 10. 日本人であって海外に居住していた期間（※）
- 11. 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る）
- 12. 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間（※）
- 13. 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間

◎昭和36年3月31日以前の期間

- 14. 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る）
- 15. 共済組合の組合員期間（昭和36年4月以後に引き続けている場合に限る）

就職・転職・退職、結婚・離婚等、人生の節目には、年金の加入でも節目になる場合が多くあります。その際には手続きが必要になりますが、それを怠ると将来の年金受給に不都合が起きることもあります。また、頻繁に制度改正もありますので注意していくことが必要です。まずは自分の年金を守るためにも「ねんきん定期便」等を活用して今一度ご自身の年金加入記録をご確認ください。

◇健康診断の法律的位置付け

国民の健康づくりや疾病予防を目的とした健康増進法が施行されて今年で10年目になりました。その基本方針の中には「企業など社会全体が個人の健康づくりを支援する」と書かれていますが、企業ができる個人の健康づくり支援の1つとして健康診断の実施があります。

健康診断に関して労働安全衛生法第66条では

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

とされており、事業者に対して健康診断を行い社員の健康状態を把握することを義務づけています。さらに50人以上の労働者を使用する場合には定期健康診断報告書を労働基準監督署に提出しなければいけません。これに違反した場合50万円以下の罰金が課せられることがあります。

◇健康診断の種類、対象者

◎一般健康診断

雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者を雇い入れる時に行う。
定期健康診断	常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期に行う。
特定業務従事者の健康診断	深夜業などの特定業務に従事する労働者に対して配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回行う。
海外派遣労働者の健康診断	労働者を海外に6ヶ月以上派遣する際及び6ヶ月以上海外派遣した労働者を国内で業務に就かせる時に行う。
給食従事者の健康診断	給食従事者に対し、雇入れの際及び配置替えの際に行う。

◎特殊健康診

高圧室内作業に関わる業務、潜水業務、放射線業務、特定化学物質を取り扱う業務等の有害な業務に従事する労働者に対する健康診断。6ヶ月以内ごとに1回行う。

雇入れ時の健康診断や定期健康診断において『常時使用する労働者に対して医師による健康診断を行わなければならない』とされています。ここで言う常時使用する労働者とは正社員はもちろんですが、パートタイム労働者においても1年以上の雇用見込みがある場合、又は1週間の所定労働時間が正社員の4分の3以上である場合にも、これに該当するので健康診断を受診させる必要があります。

◇健康診断時の費用、賃金支払、その後の対応

◎健康診断費用の支払について

健康診断を行う際の費用に関して、行政通達では事業者によって実施義務を課している以上事業者が費用を負担すべきであるとしています。尚、受診時の賃金の支払に関しては以下のとおりです。

[一般健康診断]

一般的な健康の確保を目的として実施義務を事業者に課したもので、業務遂行との直接の関連において行われるものではない。

↓
支払い義務はないが、事業の円滑運営には健康の確保が不可欠なので労使協議で定めて、事業者が負担するのが望ましい。

[特殊健康診断]

業務の遂行に関して、健康確保のために当然実施しなければならない。



受診に要した時間は労働時間に含めるので、支払う必要がある。原則的に所定労働時間内で行い、時間外に診断を行った場合は割増賃金も支払う。

◎健康診断後の対応

診断の結果、労働者に異常の所見があった場合は、事業主は医師の意見を聴き、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の適切な処置を講じる必要があります。また健康診断の結果に基づいて健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。

◇受診拒否者などを就業規則に定める「懲戒処分」の対象とする！

事業主が労働者に対して健康診断を行い、診断結果を保存する義務があるのに、社員が健康診断の受診を拒否することや、診断結果を提出してくれないということがあるかもしれません。労働安全衛生法では、労働者に対して、事業主が行う健康診断を受けなければならないとしていますが、労働者が受診を拒否した場合や、診断結果の提出を拒否した場合の罰則についての記載はありませんので、事業主には強制力がありません。その為、あらかじめ就業規則や労働契約で受診や提出を拒否した際の懲戒処分などの規定を設けておく必要があります。

今月のワンポイントのコーナーです



教えて先生
まめ知識

Q. 定期健康診断のうち、省略できるものはありますか？

A. 一定の診断項目について、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

詳しくは下表をご覧ください。

定期健康診断については、「事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的に健康診断を行う」こととされていますが、診断項目は次のとおりです。

1. 既往歴・業務歴の調査、2. 自覚症状・他覚症状の有無の検査、3. 身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査、4. 胸部エックス線検査・喀痰検査、5. 血圧の測定、6. 貧血検査
7. 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTPの検査）、8. 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）、9. 血糖検査、10. 尿検査、11. 心電図検査

このうち、以下の項目については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができるとされています。

項目	省略できる者	項目	省略できる者
身長の検査	20歳以上の者	貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	40歳未満の者（35歳の者は除く）
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者	尿中の糖の有無の検査	血糖検査を受けた者
	2. 胸部エックス線検査によって結核発病の恐れがないと診断された者		

✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

こんにちは。とうとう梅雨入りをしてしまいましたね。今年は例年よりも10日前後早い梅雨入りだそうです。雨降りだと、気持ちもちょっとブルーになりがちですが、みなさんは、少しでも明るい気持ちになるように何か工夫されていますでしょうか？私は気持ちが何となく乗らない日は、明るい色の洋服を着るようにしています。これまで、深緑色や紺色が好きだったのですが年齢も重ねてきたので、逆に明るい色を着るように心がけるようになりました。

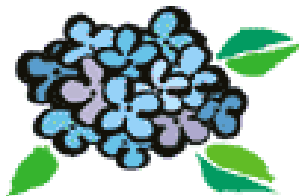
雨対策といえば最近では、女性用の長靴（レインブーツとかっこよく言うようです）もデザイン性のあるものが多く出回っています。一見すると長靴とは分からないようなものもあります。私も長靴愛用者ですが、長靴は一度履くとヤミツキです。無敵です。雨の日に普通の靴で出かけることが考えられないくらいです。子どもの頃は、長靴は歩きづらくかっこ悪いので嫌いだったのですが、今や長靴は雨の日の必須アイテムです。



ところで、この季節はアジサイが見ごろです。アジサイはピンク色や紫色の手毬のようなかわいい花をつけます。雨にぬれて咲くアジサイはこの季節ならではのものです。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、あのピンクや紫の部分は花ではなくガクなのだそうです。ガクの中にあるちいさな芽のようなものが花だそうです。ちょっと驚きですよ。

雨が降って閉じこもりがちな6月ですが、傘を差しレインブーツを履いてきれいなアジサイを見に足をのばされてみてはいかがでしょうか？

草場



〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町3-13-3
第2ヒロタビル4階
安藤社会保険労務士事務所
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL <http://www.ando-sr.jp/>
e-mail ando@ando-sr.jp
どうぞお気軽にお問い合わせください